

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	相馬港3号ふ頭地区岸壁(-12m)(耐震)(災害復旧)築造工事
工 事 概 要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和4年7月8日
契 約 業 者 名	五洋建設株式会社 東北支店
契 約 業 者 の 住 所	仙台市青葉区二日町16-20
契 約 金 額	422,400,000 円(税込)
予 定 価 格	423,093,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
工 事 種 別	港湾土木工事
工 期 (自)	令和4年6月10日
工 期 (至)	令和5年3月17日
備 考	

令和4年度

随意契約理由書

1. 工 事 名 相馬港3号ふ頭地区岸壁(-12m)(耐震)(災害復旧)築造工事
2. 契約の相手方 五洋建設(株) 東北支店
3. 随意契約理由

本工事は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする震度6強の地震により被災した相馬港の岸壁(-12m)(耐震)において緊急復旧事業を行うものである。

当該施設においては、ケーソンが最大0.8m水平変位するとともに、ケーソン背後地盤が最大1.5m沈下したところであり、緊急物資の受入れは可能であったものの、一般荷役が不可能になったため、応急復旧対策として沈下した箇所段差解消を行い暫定的に使用している状態である。

その後、本復旧に向けて国・県・研究所等をメンバーとする「相馬港復旧検討会」を設置し復旧断面・工法などの検討を行い、復旧方針が令和4年6月3日に決定されたところである。

そのため、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧により港湾機能の早期回復を図る必要があることに鑑み、「港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書(以下「包括協定書」という)」第4条第2項に基づき、東北地方整備局副局長は包括協定書を締結した民間協力者に対して資機材等情報の報告を求めた。得られた情報をもとに、施工実績、施工体制、地域精通度などを検討し本工事遂行にあたり技術力等を十分に有していると認められることから五洋建設(株)東北支店を特定し、包括協定書第4条第1項に基づき出動要請を行い、五洋建設(株)東北支店から出動要請を承諾する旨の回答が得られた。

以上のことから、会計法第29条の3第4項、および予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、五洋建設(株)東北支店と随意契約を行うものである。